

町 営 住 宅 入 居 請 書

- 1 住 宅 名
- 2 家 賃 等 当初の家賃は月額 円とし、その後は町営住宅条例(平成 9 年大郷町条例第 17 号。以下「条例」という。)第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定による収入の申告に基づき算定された家賃について、毎月末日までにその月分を町長が発行する納入通知書により納入します。
- 3 敷 金 町長が発行する納入通知書により金 円を 年 月 日までに支払います。
- 4 連帯保証人の変更 連帯保証人が死亡したとき、又は条例第 11 条第 4 項に規定する弁済能力に影響がある事項に変更が生じたとき等は、速やかに新たな連帯保証人を定めて承認を求め、又は届け出ます。
- 5 収 入 申 告 条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により収入を申告します。
- 6 住 宅 の 保 管 条例第 23 条に規定する町営住宅の保管の義務を履行します。
- 7 長期不使用の届 15 日以上町営住宅を使用しないときは、条例第 25 条の規定により届け出ます。
- 8 事前承認事項 町長の承認を得なければ、次の行為をいたしません。
 - (1)入居時に同居した以外の親族を同居させること。
 - (2)町営住宅の用途を変更すること。
 - (3)町営住宅を模様替えし、又は増築等すること。
- 9 費 用 負 担 条例第 22 条に規定する入居者の費用負担の義務を履行します。
- 10 住 宅 の 明 渡 し 条例第 32 条第 1 項、第 37 条第 1 項又は第 42 条の規定により町営住宅明渡しの請求を受けたときは、期限内に明け渡します。
- 11 住 宅 検 査 町営住宅を明け渡すときは、条例第 41 条の規定により、10 日前までに町長に届け出ます。
- 12 過 料 の 支 払 い 条例第 68 条の規定により罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。
- 13 そ の 他 その他条例、規則及びこれらに基づく町長の命令を遵守し、良好な住生活を維持するよう努めます。

年 月 日付大郷町(住)指令第 号をもって町営住宅の入居の決定を受けたことについては、上記条件を厳守し、入居者がこの請書により債務を履行しないときは、保証人が履行することを証するため、関係人連署の上、本書 3 通を作成し各自 1 通を保有します。

年 月 日

入居者
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

大郷町長 殿

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録済の実印として下さい。